

2026年3月30日

各 位

会社名 株 式 会 社 M C J
代表者名 代表取締役社長兼 COO 安井 元康
(東証スタンダード コード番号 6670)
問合せ先 経営企画室 広報 IR 担当
ir-otoiawase@mcj.jp

(開示事項の変更) 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2026年3月12日付で公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、2026年5月頃を目途に開催予定の臨時株主総会に係る基準日を2026年3月31日（以下「旧基準日」といいます。）と設定することをお知らせしておりましたが、当社が、2026年3月24日付で公表した「ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピーによる株式会社MCJ（証券コード：6670）の普通株式に対する公開買付けに係る公開買付け期間の延長に関するお知らせ」のとおり、ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー（BCPE Meta Cayman, L.P.）（以下「公開買付者」といいます。）が2026年2月6日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における買付け等の期間を2026年4月7日まで延長したことに伴い、当社の臨時株主総会の開催予定時期及びその基準日を変更するため、当社は本日、2026年5月頃を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日を2026年4月14日に再設定することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年4月14日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。これに伴い、旧基準日は利用しないことといたしましたので、取り消すことといたします。

(変更前)

- (1) 基準日 2026年3月31日（火）
- (2) 公告日 2026年3月13日（金）
- (3) 公告方法 電子公告（以下の当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.mcj.jp/ir/>

(変更後)

- (1) 基準日 2026年4月14日（火）
- (2) 公告日 2026年3月31日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（以下の当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.mcj.jp/ir/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2026年2月5日に公表した「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、公開買付者が2026年2月6日に開始した本公開買付けが成立し、かつ、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、（i）本公開買付けが成立しない場合、（ii）本公開買付けの成立により、公開買付者が、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、株式売渡請求を行う場合、又は、（iii）本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上